

八千代市で出生届・出生連絡票を提出された方へ ～妊婦支援給付金(2回目)のご案内～



お子様のご誕生おめでとうございます。
市では胎児の数の届出をした産婦を対象に、妊婦支援給付金(2回目)を支給します。
給付金を受け取るまでの手続きについてご案内します。

① 出生連絡票の電話番号に連絡し訪問による面談を調整します

- 生後2か月～3か月頃の面談(母子保健推進員の訪問・全員が対象)となります。
早期に支給を希望される方は、下記にお電話ください。

② ①の面談終了後に妊婦支援給付金(2回目)の申請についてご案内します

③ 案内に基づいて申請してください(電子申請)

- 申請者は産婦です。給付金の振込口座は産婦名義に限ります。
- 申請の際は、振込口座を確認できるデータを添付してください。
- ※電子申請ではなく、申請書(紙)で申請することもできます。

④ 申請後、1～2か月で指定口座に振り込みます

- 支給日は、書面でお知らせします

※流産・死産等を経験した方、お子さまをなくされた方も申請できます。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。 → → →



やっち

八千代市子ども部母子保健課

住所:八千代市ゆりのき台2-10(保健センター内)

電話: 047-486-7250 047-411-5854(給付金専用)

FAX: 047-482-9513

令和8年4月作成